

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 月 17 日

寒川町長 木村 俊雄

1 売買物件

物件番号	所在及び地番	登記地目	登記面積	最低売却価格
1	寒川町一之宮七丁目 1650 番 140	宅地	565.18 m ²	63,005,600 円

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、法人（個人は不可）であり、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条に規定する暴力団、または暴力団経営支配法人等に該当すると認められる者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体
- (4) 売買代金の支払いができない者
- (5) 納付すべき税の滞納がある者
- (6) 町有財産の売却に関する手続を支障なく行うために必要な日本語力を有しない者
- (7) 法人登記がない者
- (8) 本物件を第三者に販売または使用貸借等を目的とする者
- (9) 提出書類に不備又は不正のある者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に町長が定める者

3 受付窓口

本入札に関する受付窓口は、次のとおりとします。

寒川町 環境経済部 環境課 資源廃棄物担当

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

TEL：0467-74-1111 内線 431 FAX：0467-74-1385

Eメール：kankyou@town.samukawa.kanagawa.jp

4 一般競争入札による町有財産売却に関する書類の配布

- (1) 期間 令和 6 年 1 月 17 日（水）から令和 6 年 1 月 24 日（水）まで
※土曜日及び日曜日を除く。
- (2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 場所 寒川町役場 東分庁舎 1 階 環境経済部 環境課
※寒川町ホームページにも掲載しています。
- (4) 書類 公告（本）文・町有財産一般競争入札参加申込書（様式 1）・宣誓書（様式 2）・入札保証金納付証明書（様式 4）・入札保証金返還請求書（様式 5）・委任状（様式 6）・入札書（様式 7）入札保証金充当依頼書（様式 9）・物件状況確認書・土地売買契約書・一般競争入札による町有財産（土地）売却の流れ・入札書提出用封筒の書き方・公図・画像

5 現地説明会

実施いたしません。

6 入札参加申込

- (1) 受付期間 令和6年1月17日（水）から令和6年1月24日（水）まで
※土曜日、日曜日を除く。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所 寒川町役場 東分庁舎1階 環境経済部 環境課
- (4) 提出方法 受付場所まで持参により提出してください。（郵送は不可）
- (5) 提出書類 ①町有財産一般競争入札参加申込書（様式1）
②誓約書（様式2）
③履歴事項全部証明書（法人）
④印鑑証明書（法人）

7 入札参加資格の通知

令和6年1月29日（月）までに町有財産一般競争入札参加資格通知書（様式3）を送付します。

8 入札保証金

- (1) 入札保証金額 購入を希望する本物件の入札価格（契約金額）の100分の10以上の額
- (2) 納入方法 下記の寒川町指定口座にお振り込みください。
《振込先》さがみ農業協同組合 寒川支店 普通預金 0589548
口座名義「寒川町会計管理者」
- (3) 納入期日 令和6年1月31日（水）午前10時まで
※納入後、振込明細書等を入札保証金納付証明書（様式4）に貼付し、
令和6年1月31日（水）午後4時30分までに、寒川町環境経済部環境課
まで直接持参されるかFAXにて送信してください。
※入札保証金は、入札保証金返還請求書（様式5）により指定口座に返還しま
す。なお、落札者は契約保証金の一部に充当することができます。
※入札保証金には、利子は付しません。
※落札者が期限までに売買契約を締結しないときは、落札者の納付した入札保
証金は寒川町に帰属します。

9 入札及び開札

- (1) 場所 寒川町役場 分庁舎1階 会議室
- (2) 日時

物件番号	入札日	入札受付時間	入札開始時刻	開札時刻
1	令和6年2月1日（木）	11:00～11:15	11:20	入札終了後、 直ちに

- (3) 入札参加に必要なもの
①町有財産一般競争入札参加資格通知書（様式3）
②入札保証金納付証明書（様式4）〔原本〕・・・既に原本を提出されている方は除く
③入札保証金返還請求書（様式5）
④委任状（様式6）（法人の代表権のない方が入札に参加される場合）
⑤入札書（様式7）
⑥入札用封筒（各自ご用意ください。）
⑦印鑑（町有財産一般競争入札参加申込書に押印した印鑑）
- (4) 落札者の決定
①有効な入札を行った者のうち、最低売却価格以上で、かつ、最高の価額をもって入札した者が落札者となります。
②①に該当する人が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

この場合、該当者は「くじ」を辞退できないものとします。

(5) 入札の無効

次のいずれかの該当する入札は無効とします。

- ①入札に参加する資格がない者のした入札
- ②1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合、その全ての入札
- ③所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ④入札書の金額を訂正した入札
- ⑤入札書の入札金額、氏名等の確認し難いもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別し難いもの
- ⑥入札に関し、町の担当職員の指示に従わなかった者のした入札
- ⑦郵送による入札
- ⑧前各号に掲げるもののほか、町が規定する入札に関する条項に違反した入札

10 契約の締結

- (1) 落札者に落札者決定通知書（様式 8）を交付します。
- (2) 落札者は土地売買契約書により、令和 6 年 2 月 9 日（金）までに契約を締結していただきます。その際、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金としてお支払いいただきます。なお、入札保証金を入札保証金充当依頼書（様式 9）により契約保証金の一部に充当することができます。

11 売買代金の支払い及び売買物件の引渡し

- (1) 令和 6 年 2 月 16 日（金）までに、売買代金から契約保証金の全額を控除した金額を、寒川町指定口座にお振り込みください。口座情報等は「**8 入札保証金** (2)納入方法」参照。
- (2) 本物件の所有権は、売買代金の支払いが完了し、令和 6 年 2 月 29 日（木）に所有権の移転とし、引渡しがあったものとします。
- (3) 寒川町は、売買代金の納付の事実を確認した後、令和 6 年 2 月 29 日（木）落札者に現況有姿のまま本物件を引き渡します。なお、本物件の所有権移転後に要する一切の費用は、すべて落札者の負担とします。
- (4) 所有権移転の登記手続きは、本物件の所有権が移転した後に寒川町が行います。
※契約及び登記に要する費用は落札者の負担となります。

12 危険負担

契約締結時から本物件の引渡しまでに寒川町の責めに帰すことができない事由により滅失、毀損等が生じた場合、寒川町に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することは一切できません。

13 契約不適合

- (1) 契約締結後、本物件に数量の不足などいかなる瑕疵を発見しても、寒川町に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することは一切できません。
- (2) 本物件は土壤汚染調査が未実施のため、土壤汚染が存在する可能性があることを容認して、本物件を購入するものであり、土壤汚染が存在したとしても同存在は、契約不適合に該当しないものとなります。
- (3) 本物件は埋設物の状況調査が未実施のため、ごみ、ガラ、砕石等の埋設物が存在する可能性があることを容認して、本物件を購入するものであり、埋設物が存在したとしても同存在は、契約不適合に該当しないものとなります。
- (4) 本物件の周辺が旧相模工跡地で、圏央道建設工事の際に作業員が埋設されていた毒ガスに触れ被ばくした事案が発生し、環境省指定の A 事案区域であり、毒ガス等が存在する可能性があることを容認して、本物件を購入するものであり、毒ガス等が存在したとしても同存在は、契約不適合に該当しないものとなります。